

# ○大府市ボランティア活動保険助成金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、大府市協働のまちづくり推進条例（平成18年大府市条例第2号）第2条第6号に規定するボランティアが行う社会や地域に貢献することを目的とする活動（以下「ボランティア活動」という。）に対して、予算の範囲内で交付する大府市ボランティア活動保険助成金（以下「助成金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、ボランティア活動保険とは、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会を保険契約者とする保険をいう。

## (助成対象者)

第3条 助成金の対象となる者は、ボランティア活動保険に加入しようとする団体又は個人であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 大府市民活動ボランティアセンターの設置及び管理に関する条例（平成20年大府市条例第14号）第5条の規定による登録をした団体又は個人

(2) 大府市内に活動拠点を置き、ボランティア活動を行うことを目的とした団体又は個人。ただし、以下の者を除く。

ア 営利を目的とする活動を行う者

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動を行う者

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）にある者若しくはその候補者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする活動を行う者

## (助成金の額)

第4条 助成金の額は、ボランティア活動保険に係る保険料の額とし、被保険者（ボランティア活動保険契約により補償を受ける個人をいう。以下同じ。）1人当たり300円を限度とする。

## (申請の手続)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「交付対象者」という。）は、大府市ボランティア活動保険助成金交付申請書兼請求書（第1号様式）に、所定のボランティア活動保険加入申込書を添付して市長に提出するものとする。

2 被保険者が未成年者である場合にあつては、当該被保険者の保護者の同意を得なければならない。

## (交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、大府市ボランティア活動保険助成金交付決定通知書（第2号様式）により交付対象者に通知するものとする。

## (支払いの実施)

第5条 市長は、前条の規定により助成の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、速やかに、助成金を交付するものとする。

2 交付決定者は、助成金の受領について、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会に委任することができる。

（保険の加入期間）

第6条 助成対象となるボランティア活動保険の加入期間は、加入手続きが完了した日の翌日午前0時から当該年度の3月31日午後12時までとする。ただし、既にボランティア活動保険に加入している者が引き続き翌年度の加入手続きを行った場合にあつては、加入期間は翌年度の4月1日午前0時から3月31日午後12時までとする。

（事故報告）

第7条 被保険者は、ボランティア活動中に事故が発生したときは、速やかに、所定の手続きにより大府市民活動ボランティアセンターに報告するものとする。

（事故発生時の対応）

第8条 市長は、被保険者がボランティア活動中に保険金の支払対象となる事故等に遭遇した場合においては、当該事故の内容を確認するとともに、保険契約者との連絡調整及び保険金請求に係る事務手続について必要な支援を行い、保険代理店にその旨を通知するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた補助金の交付の申請は、この要綱の失効後も、なお従前の例による。